昭和61年７月１日発行 №282

広報あかいけ 7

発行所　赤池町役場　編集　総務課 文書広報係 ☎（代表）28－２００４

★町の人口★　人口10,132（＋ 9）男4,807（＋ 5）女5,325（＋ 4）世帯合計3,381（＋12）61年４月末日現在（ ）内は前月との比較です

健康な体は丈夫な歯から
正しくみがいていますか 大切な歯

６月８日、同和対策中央研修所で、赤池町子ども会育成連絡協議会（大穂稔会長）主催の『健康づくり歯みがき大会』が行われました。

この大会は、６月の歯の衛生週間にちなみ、幼少年期に正しい歯の知識と予防を徹底し、健康づくりの意識を高めることを目的に、毎年行われているもので、今年で16年目になります。

約 200人が参加して、後援をいただいた田川歯科医師会の先生のお話しや歯科衛生士会のみなさんの劇で歯の大切さを勉強したり、はみがき体操で正しい歯のみがき方を練習しました。

健康な歯の持ち主も10人選ばれ、表彰を受けました。

（敬称略）

○大久保　要（上野小１年）　○千手　悠（市場小２年）
○内田　晋平（市場小３年）　○石山　直美（市場小４年）
○浦田　恵美（市場小５年）　○千手美由希（市場小５年）
○清原　優子（市場小６年）　○村上　真美（市場小６年）
○長谷川そのか（市場小６年）　○上田　勝広（赤池中１年）

７月は 固定資産税２期分 の納税月です。

（とじて保存してください）

票日は7月20日㊐

３ヵ所で７時から18時まで

あなたの小さな一票が赤池の未来を大きく変えます

義理・人情に捕らわれず
よく見、よく聞き、よく考えて

町長辞任に伴う町長選挙と町議会議員補欠選挙は、七月十五日に告示され、七月二十日（日）に投票が行われます。町議会議員の補欠選挙は、欠員によるもので、選挙すべき議員の数は二人です。

今回の選挙は、私たちにとって一番身近で大切な選挙です。町政への参加は投票から始まります。一人ひとりが主権者としての自覚を持ち、町の代表にふさわしい立派な人を選ぶため、貴重な一票を大切にし、悔いのない投票をしましょう。

①立候補できる人は

- ○日本国民で、年齢満25歳以上の人。
- ○禁治産者でないこと。
- ○禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者でないこと。
- ○禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- ○選挙犯罪によって被選挙権を停止されている者でないこと。
- ○町長立候補者は、赤池町の住民でなくてもよいが、町議会議員立候補者は、赤池町の区域内に３ヵ月以上住所を有することが必要。

②立候補の届出は

- ○受け付けは選挙の期日が告示された**当日**、１日のみです。　**（７月15日㈫）**
- ○届け出時間は**午前８時30分**から**午後５時**まで。
- ○受け付け場所は赤池町役場２階委員会室。
- ○立候補の届け出を郵便によってすることは禁止されていますので、届出者本人か、あるいは代りの人によって直接選挙長に届出書を提出してください。
- ○必ず印かんをご持参ください。（届出書に押印した印かん）
- ○立候補の届け出をすることのできる人は、①候補者になろうとする人、②候補者を推せんしようとする人です。
  - ※正規の届け出をする前に町選管で予備審査を受け付けています。
- ○町議会の場合、供託証明書は必要ありません。

投票には入場券を

投票所へは、町選挙管理委員会から送られる入場券を必ずお持ちください。

入場券を粉失された場合は原則として再発行しませんが、入場券がなくても投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

なお、入場券が送られてこなかったり、入場券の住所や氏名などが違っている場合は、町選挙管理委員会までご連絡ください。

候補者名はハッキリと

投票用紙に候補者名のハッキリと書かれていない投票は無効となる場合がありますので、投票所に掲示されている候補者名をよく見て、候補者氏名欄にハッキリ書きましょう。

投票のし方の特例

選挙は、投票によって行うと定められています。

一般の投票は、みなさんご存知のとおりですが、身体や目の不自由な方にも政治に参加していただくため、次のような制度があります。

代理投票

病気やケガなどで、自ら候補者の氏名を書くことができない場合各投票所の投票管理者に申し出ると、二人の補助者が付き、一人が立ち合って、もう一人が本人のいうとおりに書くという代理投票ができます。この場合は、内容について当然秘密が守られます。

点字投票

目の不自由な方は、その旨投票管理者に申し出ると、点字器を使って点字で投票することができます。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある方（身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の等級により決められています。）は、自分の住んでいる所で投票できる、郵便による不在者投票制度を利用することができます。

この場合、あらかじめ証明書の交付を受けていなければなりません。

町長選挙
議員補欠選挙
（選挙すべき数＝２人）

７月15日告示

投票
町内

7月20日執行　赤池町長選挙
および赤池町議会議員補欠選挙
立候補予定者説明会

◎日時／昭和61年７月９日㈬AM10:00
◎場所／赤池町役場二階委員会室
※筆記用具、印かん、テキスト代（地方選挙早わかり）1,200円をご持参ください。

③選挙運動の期間は

- ○立候補の届け出終了（受理）後から投票日の前日までです。（７月15日から７月19日まで）
- ○午前８時から午後８時までです。（街頭演説など）
- ○選挙事務所の数は、候補者１人について１ヵ所。（移動は１日につき１回のみ）
- ※投票日当日でも投票所を設けた場所の入口から300ｍ以外の区域に限り設置できます。

④投票できる人は

- ○年齢要件……**昭和41年７月21日以前**に生まれた人。
- ○住所要件……**昭和61年４月14日まで**に赤池町に転入届出がなされた人で投票日現在まで引き続き赤池町に住所を有し、選挙人名簿に登録されている人です。

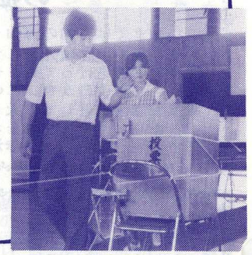

⑥不在者投票は

投票日当日に出張や出産の予定など、やむを得ない理由で投票できない人のために設けられた特別の制度です。

- ○告示日（７月15日）から投票日の前日（７月19日）までの５日間です。
- ○毎日午前８時30分から午後５時まで。
- ○赤池町選挙管理委員会（役場内）で行います。
- ○印かんと入場券（届いている場合）を持参してください。

⑤投票場所・時間は

- ○第１投票所　**赤池町役場（旧第２公民館）**
- ○第２投票所　**上野小学校体育館**
- ○第３投票所　**中尾生活館**

午前７時から午後６時までです。

※投票場所は配布された入場券でご確認ください。

⑦開票（選挙会）は

○**７月20日㈰　午後７時30分**から赤池町民会館（大ホール）で行います。

進む総合開発地の二大工事

勤労者体育センター　第二赤池ニュータウン汚水処理施設

町民会館横の赤池町総合開発地内に二大工事が進行中です。

一つは、町民プール横の『赤池勤労者体育センター』です。

これは、町が雇用促進事業団にお願いして、町民のスポーツ人口の増加に対処し、特に中小企業に働く労働者のみなさんの福祉の増進と雇用の促進、職業の安定のために建設している体育館です。

鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）造り、体育室の広さは六百二十㎡。バレーコートで一面、バドミントンコートだったら三面取れる広さです。

総事業費は、九千二百万円。うち、町の予算は二百万円で、ほとんどが事業団の予算になります。

今年八月にはオープン予定で、完成後は、赤池町が管理を委託され、健康、体力づくりの場として、また、コミュニティー活動の拠点として大いに利用していただくことになります。

もう一方は、町民会館横に建設中の『第二赤池ニュータウン汚水処理施設』です。

これは、ニュータウンの分譲宅地の拡張に伴い、生活排水の河川への悪影響をおさえ、下田川衛生組合のし尿処理を緩和し、文化的生活ゾーンづくりのため、一部地域改善対策事業の適応を受け、国の補助事業で二億一千三百万円の予算で建設しているものです。

約二千人分のし尿、生活排水を処理できます。完成は、六十二年三月の予定です。

▶完成間近の勤労者体育センター◀

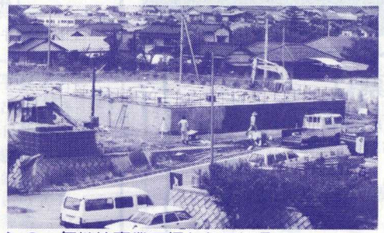

▶２カ年継続事業で行われている第２赤池ニュータウン汚水処理施設◀

暑中見舞ハガキ発売中

６月16日から３種類（トンボ・あまちゃ・むぎつく）が発売されています。

今年から「くじ付き」となり好評を得ています。お世話になった方や親しい方々に涼しい夏の便りをお届けください。

○抽せん日―９月15日

▶賞品―21型多機能カラーテレビ・ステンレスポット・文の日小型切手シート

速達配達地域の拡大

いままでは町内の皿山・天郷地域は速達配達区域外として速達郵便物の配達を行っていませんでしたが、６月１日から、この地域も速達配達区域として拡大されました。より多くのご利用をお願いします。

赤池郵便局

待ち合い室

毎日できる胃透視

赤池町立病院の今年一月から四月までの胃透視の結果をお知らせします。

表①のとおり検診者は一一九人で「異常あり」の人は六一人、約半の人に異常が認められています。

表①

検診者数	119人
異常あり	61人
異常なし	58人

この内訳は表②のようになっています。これからわかるように、検診者の二人に一人は異常があります。

表②

胃がん	4人
胃かいよう	29人
胃　炎	28人

「異常あり」と認められた人は、胃カメラや一ヵ月後に再検診を行い、万全を期しています。

「ガン」については、「進行性ガン」が多く、もっと早く検診を受けていたら何とかなったのではないかと思われます。

なお、当病院では、体の不自由な人には、婦長がやさしく説明して、透視室に入って手助けをしています。どんな人でも不安なく受けることができます。

透視の時間は午前八時半から九時半まで、一人十分ぐらいで終ります。急がれる人は、透視だけされて、結果は後で聞かれても結構です。

町立病院の胃の検診は、優秀な若手医師により行われています。透視担当医は、北先生、詫摩先生、広瀬先生です。この三先生の意欲と情熱、根性とやる気と仕事好きによって、毎日検診できる体制が整いました。

これにより他の病院に比べても、スタッフは劣ることはなくなりました。

当病院では、胃の検査の記録をきちんと報告書にまとめて保管していますので、二回目に受けられるときは、前はどこが悪かったかをすぐに調べることができます。

最後になりましたが、赤池町立病院の胃の検診日は、月曜日から土曜日までの毎日です。電話による予約も受けていますので、お気軽にご利用ください。

七月から新しい透視のX線テレビが入りますので、もっと大きな成果があげられると思います。

赤池町立病院放射線技師　阿部　秀一

議会　６月定例町議会だより

障害基礎年金を受給中のみなさんへ

四月から国民年金が改正され、障害福祉年金は障害基礎年金に変わりました。

基礎年金となったことにより、①年金額の大幅引き上げ、②障害基礎年金に「子の加算額」新設、③支払いは年四回、など大きく改善されました。

また、引き継ぎ年金を受けられるかどうかの確認は、年一回、本人や家族の所得、家族の状況などを調査することになっています。

昨年までは、八月に福祉年金証書を提出して確認を受けていましたが、今年からは、七月中に障害基礎年金証書または遺族基礎年金証書を役場に提示し、「年金受給状況申立書」に必要事項を記入のうえ確認を受けてください。

印かんをご持参のうえ、七月一日から七月三十一日までに手続きしてください。

なお、老齢福祉年金を受けている方は、これまでどおり八月末日までに福祉年金証書を年金係に提出してください。

監査委員に久原氏　人権擁護委員は大池氏

助役・教育長が辞意を表明

議案

専決処分の承認について

昭和六十一年度老人保健特別会計補正予算を専決処分したため、議会の承認を得ました。

内容は、国・県の補助金が翌年度に確定したため、四百二十六万円を繰り上げたものです。

昭和六十一年度赤池町一般会計暫定補正予算

衆議院解散に伴う総選挙、町長・町議会補欠選挙の経費四百五十万円。一般失業対策事業の退職制度として新しく設置された高齢者就労機会開発事業や職業生活指導員の設置費、引退給付金などの経費、約額三千九百九十万円が追加補正されました。

赤池町税条例の一部を改正する条例の制度について

金融機関の休日の追加に伴い、町税の納期限変更のため、条例が一部改正されました。

赤池町集会所施設設置および管理条例の一部を改正する条例

六十年度に赤池ニュータウン、大浦団地、伏原、岩屋同和対策集会所を新設したため管理条例に追加されました。

赤池町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

国の支給基準改正に準じて、約十七％引き上げられました。

赤池町監査委員の選任について

松井猛氏が任期満了となるため、新しく久原弘氏が選任されました。任期は四年間です。

久原　弘さん（大和１）

【略歴】大正一四年七月二日生れ六〇歳、昭和二三年から五九年まで中学校教諭、退職後町特別職報酬審議会々長、行政改革審議員、文化団体連合会々長などを歴任。

人権擁護委員の推せんについて

岡田宗治氏が任期満了となるため、新しく大池保房氏が推せんされました。任期は三年間です。

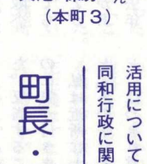

大池　保房さん（本町３）

【略歴】大正一四年四月一三日生れ、六一歳、昭和二三年より中学校教諭、昭和六〇年赤池中学校長を定年により退官、現在に至る。

報告

昭和六十年度繰越計算書

六十年度中に完了できなかった道路三線、ため池災害復旧工事一ヵ所の工事について、六十一年度に予算を繰り越して実施するため規定によりその金額が議会に報告されました。

請願

田川地区シルバー人材センター設置に関する請願⇩採択

緊就・開就・特開事業の存続改善活用についての請願⇩採択

同和行政に関する請願⇩採択

町長・助役・教育長が退職

池永輝昭町長が、六月十九日付けで退職しました。

日野喜美男助役は六月二十日付けで、池田利文教育長は六月十七日付けでそれぞれ退職しました。

これに伴い、町長の職務代理については、六月二十一日から七月二十日まで木村邦治総務課長が、教育長の職務代理については、太田伝教育委員会課長が務めることになります。

豆飯や園児ら円念実る畑

夏　は　来　ぬ

老人ホーム天郷荘　柿原　香草

陶土つく砧の音や夏に入る
喜寿ちかき女の嘆き夏に入る
れんげ田に寝て天を見し青年期
髪刈って命みぢかき夏に峙す
麦秋や根植えの菊の葉の緑
夏の蝶もつれもつれて湖よぎる
梅雨寒や湯呑の温み握り〆む

差別をなくせ

家から町から社会から

同和問題啓発強調月間 7月1日から31日まで

今日の日本は先進国として、平和を愛し民主主義を実現する国家として、世界各国の注目をあつめていますが、残念ながら被差別部落に生まれたというだけで、就職や結婚などにおいて不当な人権侵害を受ける、許すことのできない問題として同和問題があります。

赤池町では、明るく住みよい町づくりを目指し、行政の中心に同和問題をすえ、あらゆる機会を通じて同和問題の啓発に当ってきました。

7月は県下一斉、同和問題啓発強調月間です。この期間中、部落差別の解消を目指す各種の行事を計画し、部落問題について皆んなで考え、話し合い、一日も早い部落問題の解決を目指しています。皆様のご協力をお願い致します。

人権作文

『私の思ったこと』

赤池中2年　満山　美穂

私は、「差別をする人は、どういう気持ちで差別なんかするのかなあ、差別される人の気持ちを考えたことがあるのかなあ。」などと思うことがしばしばあります。

私はよく、近所の下級生の人から、からかわれます。これは五年生の三学期のことですが「大阪べん、大阪べん。」とはやしたてられ、大変いやな思いをしたことがありました。私の両親は事情があって別々に暮らすようになり去年の一月、私と弟は母といっしょに、母の里である赤池町の市場小学校へ鯰田小学校から転校してきました。鯰田に住んでいたのは四ヶ月位で、その前の四年間は大阪に住んでいましたので「大阪べん」が身に付いていたのです。私は「大阪べん」が別に悪いとは思っていませんでしたが、はやしたてられるたびになんだか悪い言葉を使っているような気がして悲しくてたまりませんでした。また友達と家へ帰っていた時のことですが、近所の男の子に、カバンをけられたことがあります。相手にしないで帰っていると、今度は別の人に石を投げられました。その時、「何で私が石を投げられたり、カバンをけられたりしなきゃならんと？私が何か悪いことしたんねェ。私にはお父さんがおらんきやか？くやしい!!」などと思いました。

またこうも思いました。「私が転校してきたので目に付くのかな？それとも、私自身人からからかわれる何かがあるのではないか。」と、深く考えて見ると、私自身も人を「あしげ」に思っていることがたくさんあるのに気が付きました。反省することがたくさんあるのに気が付きました。

私は近所にわがままな子がいると「あの子はわがままやき好かん。」と、はっきり言ったことがあります。また学級で班作りをして〝がんばり班〟になるように、みんなで努力している時に、忘れ物をしたり、きまりを守らない班員がいると「あの人がおらんやったらいいのになあ。」と心の中で思ったこともしばしばあります。また、お母さんから時々注意されることですが、大人の人がいやな思いをするような言葉使いをすることがあります。

私が人を「あしげ」に思ったことや私がからかわれたことが、差別という言葉がふさわしいかどうか分かりませんが、これらは私達自身の心の中で生まれた思いやりのなさです。私達自身の心の中で芽ばえた差別なのです。

でも世の中には、江戸時代に人の手で作られた差別が今だに残り、たくさんの人が悲しい思いをしていることがあります。それは部落差別なのです。その代表的なものが狭山（さやま）差別裁判なのです。

私達は毎年、石川一雄青年の訴えや私達小学生に伝えたいことを学習してきました。でも、あの村の人やき、貧しかったから、文字が書けなかったから、などと言うことはわかるけど、どうしてもすっきりしないことがありました。しかし六年生になって、江戸幕府が幕府の政策を守るために作った身分制度のことを学習した時「これなんだ」と心の中で叫びました。このことがもとで、あんな悲しい思いをしているのだ。一生刑務所の中で暮らさなければならないようになったのだと、はっきりわかりました。

私はこの時から再び、差別はいけない、部落差別をはじめすべての差別はこの世から追放しなければいけないと強く思うようになりました。

部落差別はあってはならない、ということはだれでも知っています。日本国憲法（第十四条）にも、人間を差別してはならない、と決められています。

けれども、わが国の法律には差別したときに罰せられるというきまりはありません。そればかりでなく、部落の人々は、差別を利用する人達によって、犯罪者に仕立てられる場合があるのです。狭山事件がその一つなのです。

部落の人々にとっては、たえきれないことです。また、こうしたことがあっては、だれも安心して生活することはできません。部落の人々は、これらの差別的な取り扱いに抗議し、たたかいをすすめてきました。

法律は、守らなくてはならないものです。それと同時に、法律をつくるときや、法律にもとずいて裁判をするときは、人間を尊重する精神が大切です。ほんとうの民主主義は、こうして育てられていくものです。

しかし、わが国では、憲法にうたわれている民主主義の精神が、まだ十分に、根づいてはいません。すぐれた憲法を持っていても、部落差別は、なおも生きつづけています。

以上のことは私が「にんげん、五年生」「伝えたいただひとつのこと」の、前がきの中から読みとったことです。

（この作文は、満山さんが六年生のときに書いたものです）

生活のなかから差別を考える

作家
埼玉県立児玉高校司書　小林初枝

私の好きな言葉をひとつあげろといわれれば、私は戸惑わず、「もともと地上に道はない。大勢の人の歩いた跡が道になるのだ」という、中国の作家魯迅の作品のなかにある表現です。

残念ながら、日本人の歩いた跡は、人間の手で人間を差別するという道を作ってしまいました。この先輩たちの作った道を改善するのは、現代に生きる私たちの手によります。

赤池町へお招きいただきました機会に、私の生活の場から、タテマエとホンネの生活の矛盾をお話し申し上げ、みなさまとともに、人々が生まれや育ちを問わないで、人間の自由と平等の関係の確立をめざした道造りのためのあり方を考えてみたいと思います。

◎同和問題啓発講演会

演題・生活の中から差別を考える

講師・作家……小林初枝先生

とき・7月26日（土曜日）
午後1時から

会場・赤池町同和対策中央研修所

◎街頭啓発

赤池駅前　・午前6時30分から

赤池商事前・午後4時30分から

ダイコー前・午後4時30分から

各保育園前・午後3時から

経験を赤池町に還元したい

青年の船で中国・韓国を訪れた大久保さん（上里）

五月十七日から五月二十八日まで、第十六回福岡県青年の船で大久保紀子さん（上野上里、町教育委員会社会教育指導員、二十三歳）が、中国と韓国を訪問しました。

今回は、新しく韓国が訪問国に加えられ、オリンピック競技場や景福宮、民族村などを。また、中国では、万里の長城や天津じゅうたん工場、天津外国語学院など、三百五十人の団員とともに友好使節としてもその使命を十分果して帰国しました。

そこで、大久保さんに青年の船の印象を伺ってみました。

(問)青年の船に応募した動機は？

中国は、一度訪ねてみたい国の一つでしたし、船のＯＢや職場の方の勧めもあったから。

(問)日本との社会情勢の違いをどう感じましたか？

中国では、色んな規制がある中で、人びとは簡素な生活を、それぞれ幸せそうにしているのを見て日本のように物質的に豊かな生活だけが幸せではないと思いました。

韓国は二年後のオリンピック開催に向って、これから発展していこうとする、国全体の勢いのようなものを感じました。

(問)中国・韓国の青年の印象は？

中国では、学生と座談会を持ちましたが、服装も質素で、勉強にも趣味にも精一杯打ち込んでいました。日本の学生のように、遊びのためのアルバイトに時間をつぶすことはないそうです。

韓国では、十分な対話はできませんでしたが、ほとんど日本と変らない様子でした。

(問)船内ではどうでしたか？

講義や多くの研修活動が中心ですが、パーティや船まつりなど楽しい行事もあり、充実した船内生活でした。船という運命共同体の中で一週間以上寝食を共にした仲間とは家族のようになりました。

(問)この体験を今後、どのように生かしたいですか？

今回得た多くの経験を自分なりに赤池町の青年に伝えたいと思います。船で知り合った友人と情報交換をしながら、赤池町に還元していきたいと思います。

(問)一番印象に残ったことは？

中国、韓国、船の中で多くの人と知り合い、コミュニケーションできたことです。

▼天津水上公園で大久保紀子さん▲

〜7月は河川愛護実施月間〜

清流をあなたの街のシンボルに！

水力発電や工業用水、農業用水、飲料水と河川の水はいろいろな形で私たちの生活を助けてくれています。

しかも、彦山川は、私たちの生命の源、上水道の水源でもあります。

この生命の源である彦山川の水質は、生活雑排水などの汚れで年々悪化しています。

蔵本橋のＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）値は3.5PPM（59年度平均）で、環境基準の3.0PPMをオーバーしています。

台所の調理くずや食べ残しを流さない、石けんやリンを含まない洗剤を使うなど、私たちの小さな心がけで彦山川を守りましょう。

交通安全〝かさ〟をプレゼント

―― 交通安全協会赤池支部 ――

田川交通安全協会赤池支部（奥永昭政支部長、十九人）のみなさんが、今年も上野、市場両小学校に交通安全の黄色いかさ計五十本をプレゼントしました。

五月二十七日、役場で贈呈式が行われ、代表の市場小学校児童会総務委員の藤井亮君（六年）、木村友美さん（六年）と上野小学校一年の大久保要君、青柳智子さんに手渡されました。

四人は「ありがとうございました。大切に使います」両校では、にわか雨の日に児童に貸し出すことにしています。

▶町長室で行われた〝かさ〟の贈呈式◀

あなたも緑のオーナー

―１口50万円で「英彦山スギ」があなたの所有に――

あなたも「英彦山スギ」の所有者になってみませんか。

ロマンと資産作りを持ち合わせたのが国有林の分収育林制度です。

分収育林とは、現在、国有林に生育中のスギ・ヒノキ20年〜30年生について、１口50万円を出資し、あとは、契約書に基づいて国が手入れや管理を行い、これを20年〜30年後に販売して、その収益を分収しようとする制度です。

ヒノキの分収育林は、八幡西区東河内国有林にもあります。

現地案内が７月６・13・20日の各日曜日に行われます。

詳しくは、直方営林署へお問い合せください。　☎09492-6-4041

木村信行議員が死去

町議会補欠選挙は２人に

木村信行町議会議員が、六月二十二日、入院先の町立病院で死去されました。四十一歳でした。

木村議員は、昭和四十三年町職員を依頼退職、昭和五十四年から町議会議員、現在、二期目。

厚生常任委員会委員、町立病院運営特別委員会委員を歴任。昭和五十八年からは監査委員。そのほか赤池少年野球の後援会長なども務めていました。

現住所は大字赤池五四四番地。

木村議員の死亡により、七月二十日執行の町議会議員補欠選挙の選挙する人数は二人となります。

6月22日死去された木村信行議員

お元気ですか保健婦です ①

胃ガンは早期発見でほとんど治る

ガンは、初めはほとんど症状がないのが特徴です。検診を受けると何か言われそうで受けない方が多いようですが、初期のうちに治療すればほとんど治ります。末期の胃ガンでは治療率（五年生存率）は13％にすぎないのに、早期では96％が治っています。

このように胃ガンを完全に治した人たちはほとんどすべてが検診で症状のないガンを見つけて初期のうちに治療しています。

現在福岡県では集団検診によって千人のうち一〜二人の胃ガンが発見されています。ガンの死亡総数は年々増加していますが、集団検診をやっている胃や子宮、乳癌については著しく低下し早期発見、早期治療の効果も相当でてきているようです。また、検診によって胃潰瘍などの病気を見つける事ができ、各々の病気にあった治療をうけることができます。

一度も検診をうけた事のない方、次のような症状のある方は是非一度、恐がらずに検診を受けてみてはいかがですか？

※たまに、胃のあたりが少し痛む。

※空腹時や食後に胃が痛む、吐気がある。

※胸やけ、ゲップ、胃の不快感がときどきある。

※胃が張るような感じがする。

※ときどき下痢をしたり、吐き、もどす。

※食べ物が飲みにくくなったり、みぞおちの下あたりがひっかかる感じがする。

※貧血

※食欲がなく体重が減ってくる

※みぞおちが痛む

※急に食べ物の好みが変る

※手で触れるとシコリがある

初期症状のないのが胃ガンです。なんともない方も三十〜四十歳過ぎればガン年令!!家族、知人さそいあってどうぞ。

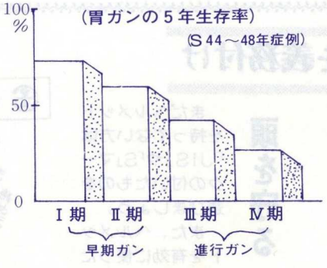

胃ガン検診

期日、７月21日(月)９時〜10時（受け付け）

場所、同和対策中央研修所

費用、一〇〇〇円

町内在住の40歳以上の人（但し70歳以上は無料）

７月　福祉センターの行事

【休館日】
7日、14日、20日
28日

【福祉バス運行日】
休日を除く毎日

【心配ごと相談日】
8日、17日、27日
午後３時まで

【演　芸】
入館者へ自由に舞台を提供します。ご利用ください。

【健康相談日】
第１火曜日（7月1日）
10時から午後３時まで

【仏教講演会】
７月15日(火)
午前11時から

ありがとうございました

【香典返し】▽池永輝昭（東組）▽吉武増美（松本）▽植田ハル子（大浦）▽那須マツミ（伏原）▽柳川八代子（緑ヶ丘三ケ）▽末崎シゲ子（東町）▽藤崎信幸（車道）

6月16日現在7件、総額３４万５千円。

福岡県〝婦人の翼〟参加団員を募集中

○28歳以上60歳までの人

○婦人問題に関する活動等を積極的に行っている人

○研修国はフランス、スイス、イタリアで費用は28万円程度

○７月21日までに役場福祉係へ

暮らしの情報

相談・講習

◆**乳児保育相談**▽7月21日、町民会館▽10時～11時半▽生後一ヵ月～12ヵ月

◆**心身障害児巡回教育相談**▽日時＝8月1日▽場所＝田川市青少年文化ホール▽対象者＝就学前幼児の保護者▽受付＝7月10日まで▽詳しくは赤池町教育委員会☎28－4100

◆**防火管理者資格取得講習会**▽日時＝7月23日、24日（9時～16時半）▽会場＝田川市青少年文化ホール▽受付期間＝7月1日～7月14日▽受講料＝3千円▽申込み、問合わせ＝田川地区消防本部、予防広報係（田川市新町11番65号）

◆**日常生活用具の給付、貸与**▽該当者＝在宅の重度身体障害者▽受付期日＝7月31日まで▽種目＝ガス警報器、福祉電話、特殊便器、特殊寝台ほか▽詳しくは赤池町役場福祉係へ☎28－2004

予防と検診

◆**日本脳炎**▽市場地区の人＝7月4日、市場小保健室▽全地区の人＝7月11日、町民会館▽時間＝13時半～15時、3歳以上

◆**三種混合**▽7月18日、町民会館▽13時半～15時▽生後24ヵ月～48ヵ月

◆**胃ガン検診**▽7月21日、同和対策中央研修所▽受付＝9時～10時▽該当者＝40才以上の人▽料金＝千円（70才以上無料）

試験・募集

◆**税務職員（税務大学校学生）募集**▽資格＝昭和41年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた人▽受付＝7月9日～7月16日▽第一次試験＝昭和61年10月5日▽詳しくは福岡国税局☎092（411）0031または最寄りの税務署

◆**自衛官募集**▽資格＝18歳以上25歳未満▽受付＝随時▽試験期日＝受付時に指定▽詳しくは自衛隊飯塚募集事務所（飯塚市大字横田82）☎0948（22）4847

7月は〝社会を明るくする運運動〟月間です

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で、力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築くための全国的な運動です。

1人ひとりが自らの問題として犯罪、非行予防に取り組み、家庭から近隣へ、近隣から地域へと、運動の輪を広げましょう。

赤池町保護司会

「建設業退職全共済制度」をご存じですか

この制度は、昭和39年に法律により作られた制度で、一般の退職金のように労働者が事業所をやめたとき支払われる退職金でなく、建設業という一つの業種の中で働く限り、事業所に雇用された期間全部を通算して退職金を支払うという、いわば建設業界ぐるみの退職金制度です。

掛け金は全額事業主負担で、申請も事業主が行います。

現在、全国で12万の事業主、162万人の労働者がこの制度に加入し、退職金の積立てが行われ、すでに36万人の労働者が退職金を受け取り、その額は600億円を超えています。

この制度についての詳しいことは、下記へ問い合せください。

○建退共福岡支部　福岡市中央区天神1-3-13
福岡県建設会館内　☎092-761-0335

ミニバイク（50cc以下）にも着用を義務付け

頭を守る〝命綱〟ヘルメット

バイクを運転中に交通事故で死亡した人の64.5%は頭や顔を強く打って死亡しています。このことからも、ヘルメットをかぶらないことがどんなに恐ろしいことかよく分かります。

損傷部位別の死亡率

また、7月5日からは、ミニバイク（排気量50cc以下のバイク）に乗るときもヘルメットの着用が義務付けられます。

違反した場合は行政処分点数1点が取られます。

まだヘルメットを持ってない方は「JIS」や「S」マークの付いたものを選びましょう。

また、ヘルメットを有効に使うために、次のような点に注意してください。

①**あみだにかぶったり、目深にかぶらない。**
視野が狭くなり、危険なものの発見が遅れます。

②**あごひもは必ず、しっかりと締める。**
あごひもを締めてないと、事故のときヘルメットが飛んでしまい、頭を守れません。

バイクに乗るときは、必ずヘルメットをかぶる――これをぜひ習慣にしてください。

（「S」マークはSAFETYの略。通商産業省が安全性を認めたもので、自動二輪用のヘルメットにこのマークを付けることが義務付けられています。）

「近寄らない」「近づけない」――覚せい剤、7月は薬物乱用防止強化月間